

西伯町・会見町合併協議会 第7回会議

日時： 平成 15 年 7 月 3 日(木)13:30～16:00

場所： 会見町役場 2階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

- (1) 建設事務の取り扱いについて
- (2) 住民登録等の窓口事務の取り扱いについて
- (3) 国民年金事務の取り扱いについて
- (4) 環境事務の取り扱いについて
- (5) 新町の事務所の位置について

5 提案事項

- ・ 税務事務の取り扱いについて

6 報告事項

- (1) まちづくり計画原案について
- (2) まちづくり委員会開催日程について
- (3) 新町の名称の候補の推薦結果等について

7 今後の協議会開催日程について

- ・ IT問題研修会 日時：平成 15 年 7 月 8 日(火) 13:30～15:30
場所：会見町役場 大会議室
- ・ 第 8 回会議 日時：平成 15 年 7 月 22 日(火) 9:00～12:00
場所：西伯町下中谷 西伯森林公園 森の学校体験学習館
- ・ 第 9 回会議 日時：平成 15 年 8 月 日() : ~ :
場所：会見町

8 その他

- ・ 西伯病院について

9 副会長あいさつ

10 閉会

議案 第1号

建設事務の取り扱いについて

新町における建設事務の取り扱いについては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第1号のとおりとする。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第2号

住民登録等の窓口事務の取り扱いについて

住民登録等の窓口事務の取り扱いについては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第2号のとおりとする。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第3号

国民年金事務の取り扱いについて

国民年金事務の取り扱いについては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第3号のとおりとする。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第4号

環境事務の取り扱いについて

環境事務の取り扱いについては、平成15年6月5日開催の西伯町・会見町合併協議会第6回会議提案事項第4号のとおりとする。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第5号

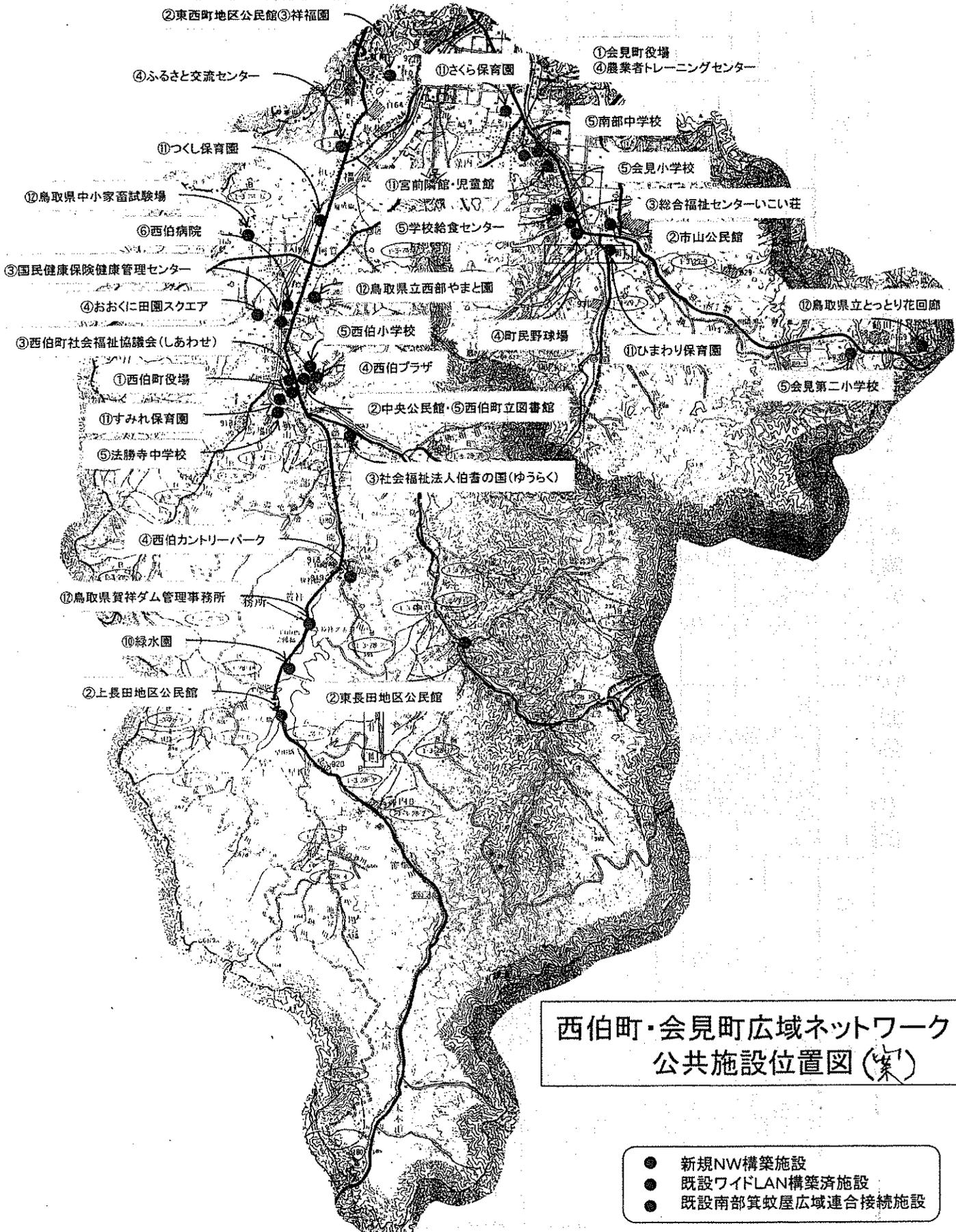
新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、次のとおり決定する。

平成 15 年 7 月 3 日

西伯町・会見町合併協議会
会 長 坂 本 昭 文

位置の決定に当たっては、（新庁舎を建設する。・現有庁舎を活用する。）こととする。



西伯町・会見町広域ネットワーク
 公共施設位置図(案)

住民に直接関わる電算化された事務（抄）

番号	事務事業等の名称	具体的な事務の名称			摘要
		1	2	3	
1	住民記録	住民票謄・抄本	住民票・除票	記載事項照明	
2	町民・県民税	納税証明	所得証明		
3	固定資産税	納税証明	評価証明		
4	軽自動車税	納税証明	取得・廃車	名義変更	
5	国民健康保険税	納税証明	税率試算		
6	国民年金	保険料申告	給付		
7	国保（資格）	得喪	報告関係書類		
8	戸籍	戸籍謄・抄本	除籍・原戸籍・附表	身分証明書	
9	老人保健	負担区分証明	減額認定証	受給者証	
10	住民基本ネットワーク	住民票			町外者からの請求は制限有
11	介護保険料	納付書			
12	口座・納税組合管理	口座異動	組合員異動		
13	住民税申告受付支援	各種申告書の入力	各種申告書の印刷		
14	支援費	受給資格証	決定通知	支払通知	
15	保育料	入所承諾書	保育料決定通知		
16	特別医療	受給者証			
17	農家台帳	耕作証明			

(参考)新町の事務所の位置に関して決定された事項(第3回協議会:3月4日)

- 1 新町の事務所の位置は、平成15年7月までに決定することとする。

- 2 事務所の位置決定に当たっては、次の観点から総合的に検討することとする。
 - (1) 住民サービスを低下させないこと。
 - (2) 業務効率を低下させないこと。
 - (3) 新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすること

- 3 事務所の位置決定に当たっては、次の要素を総合的に検討することとする。
 - (1) 両町が現在保有している庁舎の現況(室数、床面積、駐車場など)
 - (2) 交通事情(道路現況、バス路線など)
 - (3) 主要公共施設(郵便局、病院、老人ホームなど)
 - (4) 公共的団体の施設等(JA、社会福祉協議会など)
 - (5) 地理的条件(移動距離・所用時間、産業集積、河川など)
 - (6) 人口現況(集落・自治会単位ごとの人口、世帯数など)
 - (7) その他の周辺施設(観光施設、大型小売店など)

提案事項 第1号

税務事務の取り扱いについて

新町における税務事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年7月3日 提案

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

2 町の施策の調整方針について (総務部会 地方税の取扱)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1.住民税				
(1)個人町民税	<p>納付義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 <p>均等割+所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 <p>均等割</p>	<p>納付義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 <p>均等割+所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 <p>均等割</p>	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	<p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000 円/年(標準税率) ・非課税基準 <p>生活保護法により生活扶助を受けている者 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で、前年中の所得が 125 万円以下の者</p> <p>住所があり、均等割のみがかかる者で前年中の所得が控除対象配偶者及び扶養家族の数に 1 を加えた数×280 千円+192 千円</p> <p>住所があり均等割の納税義務を負う夫と生計を 1 にする妻の均等割</p>	<p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000 円/年(標準税率) ・非課税基準 <p>生活保護法により生活扶助を受けている者 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で、前年中の所得が 125 万円以下の者</p> <p>住所があり、均等割のみがかかる者で前年中の所得が控除対象配偶者及び扶養家族の数に 1 を加えた数×280 千円+192 千円</p> <p>住所があり均等割の納税義務を負う夫と生計を 1 にする妻の均等割</p>	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	<p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 (標準税率) <p>200 万円以下の金額 3%</p> <p>200 万円を超える金額 8%</p> <p>700 万円を超える金額 12%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税基準 <p>35 万円×(本人+扶養人数)+36 万円</p>	<p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 (標準税率) <p>200 万円以下の金額 3%</p> <p>200 万円を超える金額 8%</p> <p>700 万円を超える金額 12%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税基準 <p>35 万円×(本人+扶養人数)+36 万円</p>	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	<p>納期</p> <p>第1期 6/1 から 6/30 まで</p> <p>第2期 8/1 から 8/31 まで</p> <p>第3期 10/1 から 10/31 まで</p> <p>第4期 1/1 から 1/31 まで</p>	<p>納期</p> <p>第1期 6/1 から 6/30 まで</p> <p>第2期 8/1 から 8/31 まで</p> <p>第3期 10/1 から 10/31 まで</p> <p>第4期 1/1 から 1/31 まで</p>	同一の取扱いである	16 年度においては、両町の制度を継続する。 17 年度以降については、集合徴収化を含め検討し、年内を目途に方針を決定する。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	納税通知書 ・普通徴収 納税組合長（組合加入者）又は個人に1期から4期までの納税通知書を送付。 ・町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	納税通知書 ・普通徴収 納税組合長（組合加入者）又は個人に1期から4期までの納税通知書を送付。 ・町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	地方税法 （第292条～第321条の2） 町税条例 （第23条～第53条の12）	地方税法 （第292条～第321条の2） 町税条例 （第23条～第53条の12）		
(2)法人町民税	納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割＋法人税割 ・町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割	納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割＋所得割 ・町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所、又は事業所を有しない者及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	均等割 標準税率	均等割 標準税率	同一の税率である	両町の制度を継続する。
	法人税割 12.3%（標準税率）	所得割 12.3%（標準税率）	同一の税率である	両町の制度を継続する。
	(根拠法令)	地方税法 （第294条、第312条、第314条の6） 町税条例 （第23条、第31条、第34条の6）	地方税法 （第294条、第312条、第314条の6） 町税条例 （第23条、第31条、第34条の6）	

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
2.固定資産税	納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	納税義務者 固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	税率 1.4% (標準税率)	税率 1.4% (標準税率)	同一の税率である。	両町の制度を継続する。
	課税標準 固定資産税の基準年度の価格 (土地、家屋、償却資産)	課税標準 固定資産税の基準年度の価格 (土地、家屋、償却資産)	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	納期 第1期 5/1 から 5/31 第2期 7/1 から 7/31 第3期 12/1 から 12/25 第4期 2/1 から同末日	納期 第1期 5/1 から 5/31 第2期 7/1 から 7/31 第3期 12/1 から 12/25 第4期 2/1 から同末日	同一の取扱いである	16年度においては、両町の制度を継続する。 17年度以降については、集合徴収化を含め検討し、年内を目途に方針を決定する。
	納税通知書 納税組合長 (組合加入者) 及びに個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	納税通知書 納税組合長 (組合加入者) 及びに個人に1期から4期分までの納税通知書を送付。町外の納税者で管外の納税者については郵便振替用紙同封	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	課税明細書 納税通知書に同封して送付 (納税組合加入者については封緘のうえ組合長に配布依頼)	課税明細書 納税通知書に同封して送付 (納税組合加入者については封緘のうえ組合長に配布依頼)	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	不均一課税 該当なし	不均一課税 該当なし	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	過誤納還付 地方税法第18条の3 還付金については返還金交付申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとする。(5年以降の還付は、課税誤りの場合10年までは補填金として還付)	過誤納還付 地方税法第18条の3 還付金については返還金交付申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとする。(領収書で納付が確認できる場合は5年経過後でも還付)	補填金の遡及年度の取扱いが異なる。	西伯町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	その他 土地の評価は、全域標準地方式をとっている。 家屋の評価は、評価補助員により行っている。	その他 土地の評価は、全域標準地方式をとっている。 家屋の評価は、評価補助員により行っている。	基準地点等を統一する必要がある。	新町において調整する。 土地について 18 年度の 評価替えにおいて調整。
	評価審査委員 3名 評価員 なし 評価補助員 町職員	評価審査委員 3名 評価員 なし 評価補助員 町職員		新町において調整する
	地方税法 (第 341 条～第 441 条) 町税条例 (第 2 節固定資産税、第 54 条～第 74 条) 農村地域工業等導入促進法に基づく指定地域における固定資産税の課税免除に関する条例 西伯町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱 滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する通知書の様式等に関する規則 西伯町督促手数料及び延滞金徴収条例 町固定資産税過誤納金補填金支払要綱 町固定資産税に係る補填金支払事務取扱要領	地方税法 (第 341 条～第 441 条) 町税条例 (第 2 節固定資産税、第 54 条～第 74 条) 町税の納付及び徴収の手続きの特例に関する条例 町固定資産税過誤納金補填金支払要綱 町固定資産税に係る補填金支払事務取扱要領 会見町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱 滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する通知書の様式等に関する規則 会見町督促手数料及び延滞金徴収条例		
3.軽自動車税	納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 税率 (単位：円) 原動機付自動車 2 輪のもので総排気量 0.05ℓ 又は定格出力 0.6KW 以下 年 1, 0 0 0 円 2 輪のもので総排気量 0.05ℓ 超 0.09ℓ 以下又は定格出力 0.6KW 超 0.8KW 以下 年 1, 2 0 0 円 2 輪のもので総排気量 0.09ℓ 超又は定格出力 0.8KW 超 年 1, 6 0 0 円 3 輪以上のもので総排気量 0.02ℓ 超又は定格出力	納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 税率 (単位：円) 原動機付自動車 2 輪のもので総排気量 0.05ℓ 又は定格出力 0.6KW 以下 年 1, 0 0 0 円 2 輪のもので総排気量 0.05ℓ 超 0.09ℓ 以下又は定格出力 0.6KW 超 0.8KW 以下 年 1, 2 0 0 円 2 輪のもので総排気量 0.09ℓ 超又は定格出力 0.8KW 超 年 1, 6 0 0 円 3 輪以上のもので総排気量 0.02ℓ 超又は定格出力	同一の税額である。	両町の制度を継続する。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	0.25KW超 年2,500円	0.25KW超 年2,500円		
	2輪の小型自動車 年4,000円	2輪の小型自動車 年4,000円		
	小型特殊自動車 農耕作業用 年1,600円	小型特殊自動車 農耕作業用：2輪のもの 年1,600円		
	その他のもの 年4,700円	その他のもの 年4,700円		
	軽自動車 2輪（側車付を含む） 年2,400円	軽自動車 2輪（側車付を含む） 年2,400円		
	3輪 年3,100円	3輪 年3,100円		
	4輪以上 貨物 営業用 年3,000円	4輪以上 貨物 営業用 年3,000円		
	自家用 年4,000円	自家用 年4,000円		
	乗用 営業用 年5,500円	乗用 営業用 年5,500円		
	自家用 年7,200円	自家用 年7,200円		
	専ら雪上を走行するもの 年2,400円	専ら雪上を走行するもの 年2,400円		
	納期 4/11 から 4/30 まで	納期 4/11 から 4/30 まで	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	ナンバープレートの再交付 有(同一番号の再交付はない)	ナンバープレートの再交付 有(同一番号の再交付はない)	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	標識のき損・亡失による弁償金 300円	標識のき損・亡失による弁償金 300円 標識 会見町税条例施行に関する規則 様式第47号	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	納税通知書 納税組合長（組合加入者）に納税通知書を送付。 納税組合員外は、郵送し、管外の納税者については郵便振替用紙同封。	納税通知書 納税組合長（組合加入者）に納税通知書を送付。 納税組合員外は、郵送し、管外の納税者については郵便振替用紙同封。	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	地方税法 （第 442 条～第 461 条） 町税条例 （第 3 節軽自動車税、第 80 条～第 91 条） 身体障害者等に関する軽自動車税の減免に係る取扱要綱	地方税法 （第 442 条～第 461 条） 町税条例 （第 3 節軽自動車税、第 80 条～第 91 条） 身体障害者等に関する軽自動車税の減免に係る取扱要綱		
4.たばこ税	納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	税率 ・紙巻たばこ 1,000 本につき 2,977 円 ・旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,412 円	税率 ・紙巻たばこ 1,000 本につき 2,977 円 ・旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,412 円	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	納期 当月の販売分につき翌月末日まで	納期 当月の販売分につき翌月末日まで	同一の取扱いである	両町の制度を継続する。
	(根拠法令)			
	地方税法 （第 464 条～第 485 条の 12） 町税条例 （第 92 条～第 102 条）	地方税法 （第 464 条～第 485 条の 12） 町税条例 （第 92 条～第 102 条）		
5.納期前納付に対する報奨金	報奨金 納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の月数	報奨金 納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の月数	同一の基準である。	両町の制度を継続する。
	前納時期 第 1 期納期	前納時期 第 1 期納期	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	交付限度額 町県民税 10,000 円 固定資産税 15,000 円	交付限度額 なし	西伯町のみが限度額を設けている。	新町において調整する。
	対象税目 町県民税、固定資産税	対象税目 町県民税、固定資産税	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	地方税法 (第 321 条、第 365 条) 町税条例 (第 42 条、第 70 条)	地方税法 (第 321 条、第 365 条) 町税条例 (第 42 条、第 70 条)		
6.納税組合	納税組合報奨金 ・年 2 回交付、前期 1 戸あたり 2,000 円。後期納期限内に納付した町税の額の 1.5/100	納税組合報奨金 ・納期限内に組合員の町税を完納した場合納税額の 2/100 ・納期限内に組合員の町税を 90%以上納付した場合、納税額の 1/100 納税事務手数料 納税通知書 1 通×20 円	報奨金の額等	新町において調整する。
	優良納税組合表彰 なし	優良納税組合表彰 納税組合に対してはない。 ただし、年間完納部落に対しては町長表彰を行う。 完納年数が長期に継続する場合は 10 年ごとに表彰する	会見町に地区に対する表彰がある。	16 年度については、各町の例による。 17 年度以降については、新町において調整する。
	納税組合長報酬 組合長手当 なし	納税組合長報酬 組合長手当 なし	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	納税組合連合会補助 なし	納税組合連合会補助 なし	同一の取扱いである。	両町の制度を継続する。
	組合数 152 組合 (1,856 世帯)	組合数 32 組合 (785 世帯)	集落の組・班単位で組織されている。	各町の例による。
	(根拠法令)	西伯町納税貯蓄組合奨励規程	町納税奨励規則	

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
青色申告補助金	なし	農協関係 252戸×200円+15,000円 商工会関係 39戸×200円+15,000円 青色申告を奨励する為の事務費補助	補助金の必要性	西伯町の例による。
7.口座振替制度	<ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関 山陰合同銀行 収納代理金融機関 鳥取銀行 米子信用金庫 山陰労働金庫 鳥取西部農協 	<ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関 山陰合同銀行 指定代理金融機関 鳥取銀行 鳥取西部農協 収納代理金融機関 米子信用金庫 山陰労働金庫 		<p>税金の口座振替制度を継続する。</p> <p>取扱金融機関については、出納関係事務の内容として、別途協議する。</p>
8.軽自動車ナンバー交付及び廃車 (根拠法令)	町民生活課窓口	税務財政課窓口	合併後の取扱い	窓口を継続する。
9.申告受付 (担当課)	町内2ヶ所 役場大会議室 天津ふるさと交流センター	役場会議室で実施	合併後の取扱い	<p>16年度は、各町の例による。</p> <p>17年度以降については、新町で調整する。</p>
	町民生活課	税務財政課		

報告事項 第1号

まちづくり計画原案について

まちづくり計画原案は別添のとおりである。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

まちづくり委員会開催日程について

まちづくり委員会は、今後、下記の日程で開催する。

なお、話し合いの進ちょく状況により回数を増加し、または委員の都合等により日時を変更することがある。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

記

- 1 第3回 7月11日(金) 午後7時30分 (プラザ西伯)
- 2 第4回 8月20日(水) 午後7時30分 (プラザ西伯)
- 3 第5回 9月10日(水) 午後7時30分 (プラザ西伯)

以上

新町の名称の候補の推薦結果等について

委員による新町の名称の候補の推薦結果は、別紙1のとおりであった。

また、応募者数上位20位までの名称の候補を含む第1次候補は、別紙2のとおりであった。

なお、第1次選定の結果は、合併協議会ホームページ、協議会だよりにより町民にお知らせする。

平成15年7月3日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

(別紙1)

新町名称の候補:合併協議会委員の推薦によるもの

	名前	読み	推薦者数
1	会桜町	あいおうちょう	2
4	愛彩町	あいさいちょう	3
23	会見郷町	あいみごうりちょう	1
30	会見七郷町	あいみななごちょう	1
34	愛花里町	あかりちょう	1
51	桜柿町	おうかきちょう	1
52	桜柿町	おうがきちょう	1
57	桜柿町	おうしちょう	1
86	柿桜町	かきざくらちょう	1
99	神桜町	かみざくらちょう	1
136	さいかい町	さいかいちょう	1
148	さいはく町	さいはくちょう	1
187	柿桜町	しおうちょう	1
193	七郷町	しちごうちょう	2
197	神桜町	しんおうちょう	1
210	西部町	せいぶちょう	1
234	南郷町	なんごうちょう	2
235	南西町	なんせいちょう	1
238	南部町	なんぶまち	1
241	西会見町	にしあいみまち	1
247	虹花町	にじはなちょう	1
249	西伯耆町	にしほうきまち	1
258	はくあい町	はくあいちょう	1
266	伯南町	はくなんちょう	2
279	花咲町	はなさきちょう	1
282	花郷町	はなさとちょう	1
306	平成町	へいせいちょう	2
309	ほうき町	ほうきちょう	2
315	伯耆南町	ほうきみなみちょう	1
330	美咲町	みさきちょう	1
331	美郷町	みさとちょう	3
332	美里町	みさとちょう	1
349	美薔町	みらいちょう	1
352	美緑町	みりよくちょう	1
370	夢見町	ゆめみちょう	1
372	陽和町	ようわちょう	1
376	梨桜町	りおうちょう	1
388	緑南町	りよくなんちょう	1

(別紙2)

新町名称の候補:第1次選定

候補番号	名前	読み
1	会桜町	あいおうちょう
2	あいさい町	あいさいちょう
3	愛彩町	あいさいちょう
4	会西町	あいさいちょう
5	会伯町	あいはくちょう
6	会見郷町	あいみごうりちょう
7	会見町	あいみちょう
8	あいみ町	あいみちょう
9	会見七郷町	あいみななごちょう
10	愛花里町	あかりちょう
11	桜柿町	おうかきちょう
12	桜柿町	おうがきちょう
13	桜花町	おうかちょう
14	桜柿町	おうしちょう
15	柿桜町	かきざくらちょう
16	神桜町	かみざくらちょう
17	さいあい町	さいあいちょう
18	最愛町	さいあいちょう
19	西会町	さいあいちょう
20	さいかい町	さいかいちょう
21	西会町	さいかいちょう
22	西伯町	さいはくちょう
23	さいはく町	さいはくちょう
24	西見町	さいみちょう
25	桜柿町	さくらがきちょう
26	桜町	さくらちょう
27	桜見町	さくらみちょう
28	柿桜町	しおうちょう
29	七郷町	しちごうちょう
30	神桜町	しんおうちょう
31	西部町	せいぶちょう

候補番号	名前	読み
32	南郷町	なんごうちょう
33	南西町	なんせいちょう
34	南部町	なんぶちょう
35	南部町	なんぶまち
36	西会见町	にしあいみまち
37	虹花町	にじはなちょう
38	西伯耆町	にしほうきちょう
39	西伯耆町	にしほうきまち
40	西見町	にしみちょう
41	はくあい町	はくあいちょう
42	伯会町	はくあいちょう
43	伯南町	はくなんちょう
44	伯見町	はくみちょう
45	花咲町	はなさきちょう
46	花郷町	はなさとちょう
47	花見町	はなみちょう
48	平成町	へいせいちょう
49	ほうき町	ほうきちょう
50	伯耆町	ほうきちょう
51	伯耆南町	ほうきみなみちょう
52	美咲町	みさきちょう
53	美郷町	みさとちょう
54	美里町	みさとちょう
55	美蕾町	みらいちょう
56	美緑町	みりょくちょう
57	夢見町	ゆめみちょう
58	陽和町	ようわちょう
59	梨桜町	りおうちょう
60	緑水町	りょくすいちょう
61	緑南町	りょくなんちょう

新町の名称の決定方法

1 候補の選定について

名称の候補は、次の通り選定する。

(1) 第1次選定

候補数・・・おおむね40とする。(推薦の結果により変動する。)

時期・・・第7回協議会(7月3日(木))での結果を確認する。

選定方法

ア 募集基準に合わないものは除外する。

イ 応募人数の多いもの上位20位までは、候補として選定する。

ウ イで選定したものを除く候補の中から、各委員(鳥取県職員である者を除く。以下同じ。)が推薦するもの5つまでを全て候補として選定する。

なお、推薦は5候補連記式・無記名の書面により行う。

おって、推薦書は、6月25日(水)までに合併協議会事務局へ送致し、その結果を第7回協議会において事務局から報告する。

(2) 第2次選定

候補数・・・おおむね20とする。

時期・・・8月開催予定の協議会

選定方法

ア 各委員から、候補に対する意見及び町民等からの意見聴取の結果を報告する。

イ 事務局から、事務局に寄せられた意見の状況を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が2候補連記方式・無記名による投票を行う。

エ ウの投票により上位20位までを候補として選定する。

オ エにより選定された候補数が20に達しないときは、単記方式・無記名の投票を行い、候補数が20に達するまで上位から選定する。

(3) 第3次選定

候補数・・・5とする。

時期・・・10月開催予定の協議会

選定方法

ア 第2次選定によって選定された候補について、両町民を対象とするアンケートを実施する。

イ 各委員から、それぞれの意見聴取の結果を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が単記方式・無記名による投票を行う。

エ ウの投票により上位5位までを候補として選定する。

2 名称の決定

時期・・・12月開催予定の協議会

決定方法

第3次選定によって選定された候補について、協議会で協議の上決定する。

3 留意事項

(1) 応募者の氏名等の非公開

名称が決定されるまでの間、応募者の氏名、住所等応募者に関する個人情報は一切公開しないこととする。

(2) 審議等を非公開とできること及びその手続きの確認

名称の決定に関わる一連の手続きは、西伯町・会見町合併協議会会議運営規程第2条ただし書きの規定により、非公開とすることができるものである。

4 名称の候補に対する意見聴取等

(1) 委員の役割

各委員は、選定された名称の候補につき、任意に町民等の意見を聴き、その結果を協議会において報告するものとする。

(2) 事務局の役割

事務局は、名称の候補を両町民に広報するとともに、意見等が寄せられた際は、その内容を協議会において報告するものとする。

西伯町・会見町合併協議会 IT 問題研修会企画書

1 目的

西伯町・会見町の合併により誕生する新町において、どのような情報技術が導入できるか、導入する技術によって、住民サービスはどのように変わるか、行政事務はどのように変わるか、また、住民と行政の関係はどのように変わるかを研修することにより、合併協議の内容を充実させる。

2 開催概要

(1) 日時 7月8日(火) 午後1時30分～3時30分

(2) 内容 講演及び質疑応答

講師：鳥取県企画部参事監兼情報政策課長

岡村俊作氏

演題：「これからの市町村行政と情報技術について」

内容：・県内のIT環境＝情報ハイウエイ、ADSL、CATV等電気通信のハード整備

・パソコン、インターネットの利用者等の現状

・求められる行政の取り組み

・窓口業務など住民サービス向上の可能性

・インターネットとの関わり

など

(3) 対象 ア 合併協議会委員

イ 両町職員

(4) 会場 会見町天萬558

会見町役場 大会議室

(5) 広報 ア 合併協議会委員には、文書を送付する。

イ 職員には、庁内LAN又は朝礼等で周知する。